

地域医療構想の策定について

1 制度の概要

(1) 根拠

医療法第 30 条の 4 第 2 項

都道府県は、医療計画において、地域医療構想（構想区域における病床（一般病床及び療養病床）の機能区分ごとの将来の病床数の必要量等に基づく、当該構想区域における将来の医療提供体制に関する構想）に関する事項等を定める。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年 6 月 25 日公布)による医療法一部改正の事項の一つ。

この事項の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日。

(2) 目的

高齢化の進展に伴い、医療需要が増大し、特に慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれる中、急性期の医療から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保する必要がある。こうした観点から、地域医療構想により医療機能の分化と連携を適切に推進し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築する。

(3) 病床の機能区分

高度急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL ^(注) の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能
慢性期機能	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能。長期にわたり療養が必要な重度の障害者、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(注) ADL : activities of daily living (着替え, 入浴などの)日常生活動作

2 地域医療構想策定ガイドライン(案)のポイント

(1) 策定プロセス

地域医療構想の策定を行う体制の整備

地域医療構想の策定及び実現に必要なデータの収集、分析及び共有

構想区域の設定

構想区域ごとの医療需要の推計

医療需要に対する医療供給(医療提供体制)の検討

医療需要に対する医療供給を踏まえ必要病床数の推計

構想区域の確認

将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

(2) 構想区域の設定

現行の二次医療圏を原則としつつ、あらかじめ、人口規模、患者の受療動向、疾病構造の変化、基幹病院までのアクセス時間の変化など将来における要素を勘案して検討する必要がある。

高度急性期は特に診療密度が高いことが必要となることから、必ずしも当該構想区域で完結することを求めるものではない。更に、高度急性期から連続して急性期の状態となった患者が、同一医療機能に引き続いて入院することはやむを得ないが、基本的には、上記を除く急性期、回復期及び慢性期の機能区分については、できるだけ構想区域内で対応することが望ましい。

地域医療構想は、平成 37 年(2025 年)を目指すものであるが、設定した構想区域が現行の医療計画(多くの都道府県で平成 25 年度~平成 29 年度)における二次医療圏と異なっている場合は、平成 30 年度からの次期医療計画の策定においては、その終期が平成 36 年 3 月となることから、最終的には二次医療圏と構想区域を一致させることが適当である。

(3) 医療需要の推計(推計入院患者数)

厚生労働省が、患者住所地を基にした基礎データ、算定方法を示し、これを基に都道府県が平成 37 年(2025 年)における病床の機能区分ごとの医療需要を構想区域ごとに推計する。

病床の機能区分ごとの医療需要は、患者に対して行われた医療の内容に着目することで、患者の状態や診療実態を勘案した推計になると考えられることから、患者に対して行われた診療行為を診療報酬の出来高点数で換算し、その医療資源投入量で見えていく。

慢性期機能の推計においては、慢性期の中に在宅医療等で対応することが可能と考えられる患者数を一定数見込むという前提に立ち、更に療養病床の入院受療率の地域差を縮小するよう地域が一定の幅の中で目標を設定することで、これに相当する分の患者数を推計することとする。

(4) 必要病床数の推計

構想区域ごとに、患者住所地に基づき推計した医療需要と、現在の医療提供体制が変わらないと仮定した推定供給数（他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減したもの（患者流出入））を比較し、乖離が大きい場合等には供給数の増減を調整し、将来のあるべき医療提供体制を踏まえた推定供給数を確定する。

上記推定供給数を基に病床利用率等により必要病床数を算出する。

(5) 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

都道府県は、構想区域ごとに病床の機能区分ごとの必要病床数と病床機能報告制度^(注)による病床の機能区分ごとの集計数とを比較し、病床の機能の分化及び連携における地域の課題を分析する必要がある。

(注) 病床機能報告制度：医療機関が、その有する病床（一般病床及び療養病床）において担っている機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度。

将来の病床の機能区分ごとの必要病床数の達成に向けて、地域で不足している病床の機能がある場合には、それを充足することができるよう、当該機能を担う病床の増床だけでなく、将来的に過剰になることが見込まれる病床機能の転換や集約化と併せて、次第に収れんするよう、機能の分化及び連携を推進していく必要がある。このため、都道府県においては、医師会等の医療関係者と十分に協議を行った上で、地域医療介護総合確保基金を有効に活用し、病床の機能の分化及び連携のための仕組みづくりや施設・設備整備等に対して支援する。

また、医療機関等の連携により切れ目なく円滑に患者の状態に応じた医療が提供される必要があり、地域連携パスの整備・活用の推進や、連携を推進するための関係者が集まる会議の開催、ICTを活用した地域医療ネットワークの構築、人材の確保・育成等に複合的に取り組む必要がある。

3 本県における策定手順及びスケジュール案について

月	医療審議会	圏域保健医療福祉推進会議
平成27年3月	医療審議会 (国のガイドライン及び本県における策定手順等)	
4	県から医療審議会に策定を諮問	
5		
6	医療審議会医療体制部会(状況に応じて1~2回) (現状分析(NDBデータ等、病床機能報告の状況等)医療需要の推計、構想区域の検討)	
7		
8		圏域会議 (現状分析等、構想区域の検討)
9		
10	医療審議会 (現状分析等、構想区域の設定)	
11	医療審議会医療体制部会 (各医療機能の病床の必要量、実現するための施策等)	
12		圏域会議 (各医療機能の病床の必要量、実現するための施策等)
平成28年1月	医療審議会医療体制部会 (素案検討)	
2	パブコメ・関係団体等への意見聴取	構成員へ文書照会
3	医療審議会(答申) 公示	

(参考)

諮問書(案)

(案)

27医福第 号
平成27年4月 日

愛知県医療審議会

会長 高橋 雅英 様

愛知県知事 大村 秀章

地域医療構想の策定について(諮問)

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第14項の規定に基づき、
貴審議会の意見を求めます。

担 当 健康福祉部医療福祉計画課計画グループ
電 話 052-954-6265(ダイヤルイン)
ファクシミリ 052-953-6367

地域医療構想策定後に構想を実現する仕組み

「協議の場」の設置

都道府県は、地域医療構想の実現について、医療関係者、医療保険者等の関係者との協議を行う「協議の場」を設置。医療機関相互の協議により、地域医療構想を推進していくが、協議だけでは進まない場合には、都道府県知事が以下の措置を講ずることができる。

都道府県知事が講ずることができる措置

ア 病院の新規開設・増床への対応

都道府県知事は、開設許可の際に、不足している病床の機能を担うという条件を付けることができる。

イ 既存医療機関による医療機能の転換への対応

[医療機関が過剰な病床の機能に転換しようとする場合]

- 都道府県知事は、医療機関に対して医療審議会での説明等を求めることができる。また、転換にやむを得ない事情がないと認めるときは、医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を要請(公的医療機関等には命令)することができる。

[「協議の場」の協議が調わない場合]

- 都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能に係る医療を提供すること等を要請(公的医療機関等には指示)することができる。

ウ 稼働していない病床の削減の要請

医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、都道府県知事は公的医療機関等以外の医療機関に対して、医療審議会の意見を聴いて、稼働していない病床の削減を要請することができる。

公的医療機関等に対しては、現行の医療法上、都道府県知事が稼働していない病床の削減を命令することができる。

エ 医療機関が上記の要請又は命令・指示に従わない場合の措置

都道府県知事は、医療審議会の意見を聴いて勧告を行うことができる。当該勧告にも従わない場合や、公的医療機関が上記の命令・指示に従わない場合には、現行の医療法上の措置(管理者の変更命令や公的医療機関への運営の指示等)に加えて、以下の措置を講ずることができる。

- 医療機関名の公表
- 各種補助金の交付対象や福祉医療機構の融資対象からの除外
- 地域医療支援病院・特定機能病院の不承認・承認の取消し